

平成27年10月 年金制度が変わります 標準報酬制への移行について

平成27年10月から被用者年金制度が一元化されます。このことにより、年金、短期、介護、保健等の掛金、負担金の計算方法について「標準報酬制」に移行します。

Q1

「被用者年金制度の一元化」ってなんですか？

A1 共済年金制度を厚生年金保険制度に統一することです。

公的年金制度のうち、民間企業や官公庁等に勤めている人が加入する年金制度を被用者年金制度と
いいます。この被用者年金制度は、大きく次の2つに分かれます。

- ① 厚生年金保険制度：民間企業に勤務する人が加入する。
- ② 共済年金制度：国家公務員や地方公務員、私立学校の教職員が加入する。

被用者年金制度の一元化は、この「共済年金制度」
を「厚生年金保険制度」に統一することをいいます。

今後の少子・高齢化の一層の進行等に備え、将来
に向けた年金制度の安定性を高めるとともに公平な
仕組みを確保するため、平成27年10月から一元
化されることになりました。

一元化後は、市職員などの地方公務員も厚生年金
保険に加入することになり、給与から控除される掛
金(保険料)[※]の算定方法や年金の給付内容等が、厚
生年金保険に合わせて変更されます。

MEMO

被用者年金制度の一元化後も効率的な事
務処理を行うため、引き続き、当共済組合が
組合員の皆さまの年金記録の管理や、年金の
支給を行います。

また、一元化後も皆さまは当共済組合の組
合員となりますので、短期給付事業・福祉事
業についても、引き続き当共済組合が実施す
ることになります。

※各事業の運営に必要な費用として給与から控除される金額のことを共済年金制度では「掛金」といい、
厚生年金保険制度では「保険料」といいます。

Q2

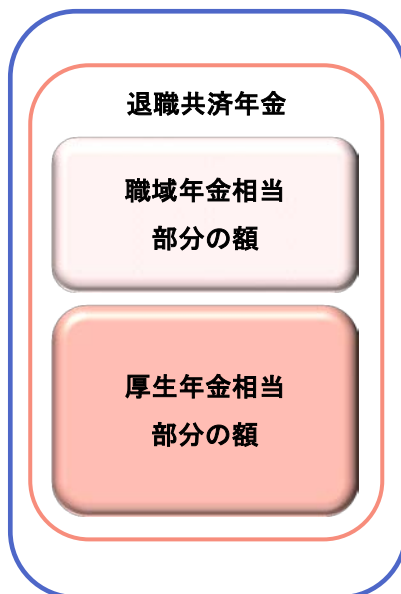
退職共済年金はどう変わるの？

A2 退職共済年金には「職域年金相当部分」がありますが、老齢厚生年金にはありません。一元化後は、この「職域年金相当部分」は廃止されます。代わりに、新たな制度として「退職等年金給付（年金払い退職給付）」が設けられ、別途、掛金の負担が発生します。

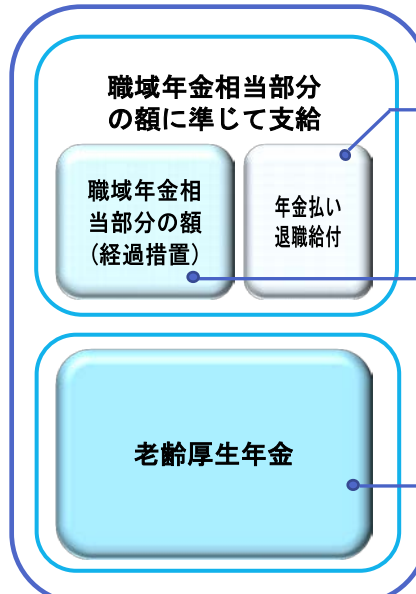
「年金払い退職給付」は平成27年10月以後の組合員期間の月数を基に算定されます。平成27年9月以前の組合員期間がある方には、経過措置として平成27年9月までの組合員期間の月数を基に算定した「職域年金相当部分」の額が支給されます。

受給の違いのイメージ

○退職共済年金を受給



○老齢厚生年金を受給



平成27年10月以後の組合員期間があるときに原則65歳から支給されます。

平成27年9月以前の組合員期間があるときに支給されます。

退職共済年金の厚生年金相当部分の額と同じ水準で算定されます。

MEMO

掛金は標準報酬月額および標準期末手当等の額を基に算定され、労使折半（事業主である地方公共団体の「負担金」、組合員本人の「掛金」）となります。年金払い退職給付に係る保険料率は1.5%（負担金率0.75%、掛金率0.75%）を上限としています。

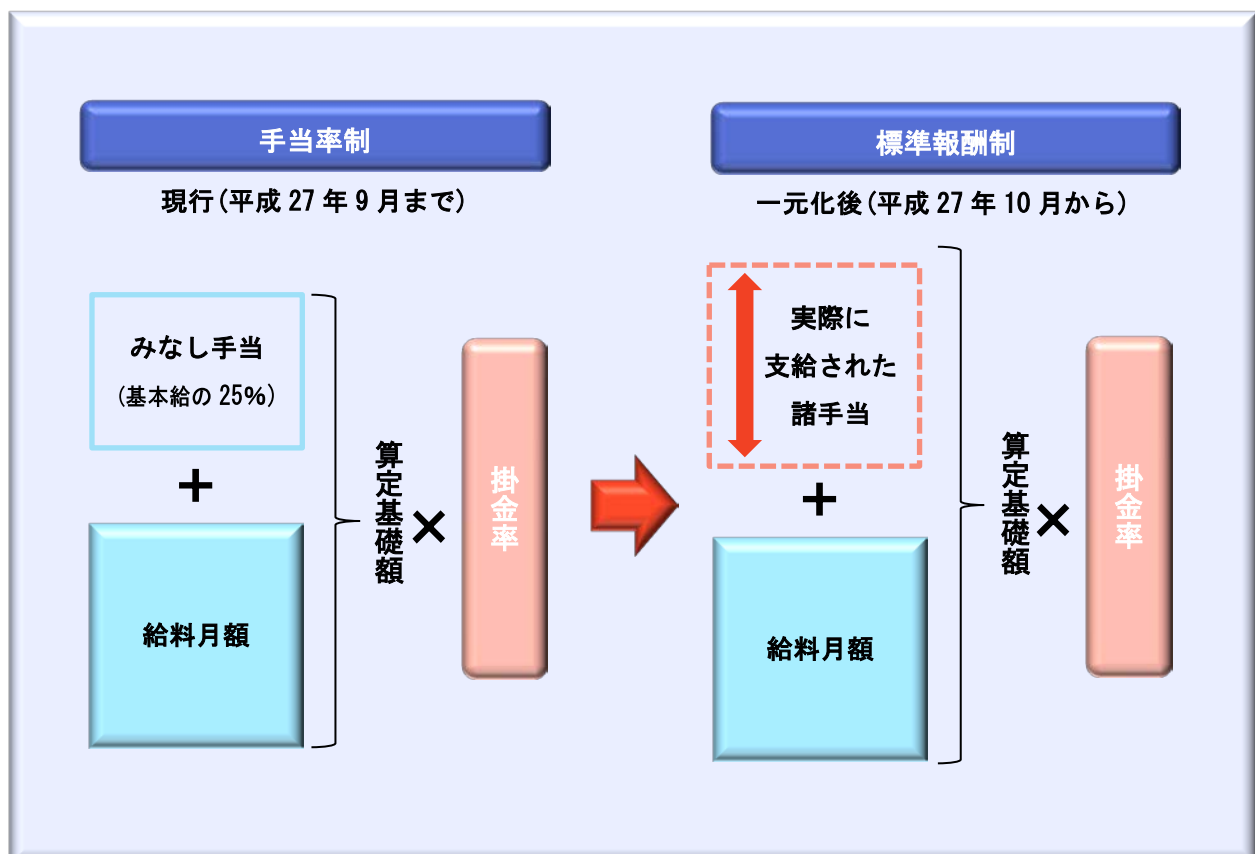
※年金払い退職給付についての詳細は、FINE>福利厚生>共済>共済組合からのお知らせ>2015/1/30パンフレット掲載「被用者年金制度の一元化と年金払い退職給付制度の創設について」をご覧ください。

Q3**掛金(保険料)の算定方法が変わると聞いたけど？****A3 「手当率制」から「標準報酬制」に移行します。**

手当率制では、掛金は「給料月額」と「みなし手当(諸手当に相当する額)」を合算した額に掛金率を乗じて計算します。実際に支給された手当額が多い人も少ない人も、一律に基本給の25%を手当額とみなして計算するよう法令で定められています。これは、全ての地方公務員の給料月額に対する手当の割合の平均が25%であるためです。

一方、標準報酬制では実際に支給された手当と給料月額を基に掛金の算定基礎額を決め、掛金を算定します。手当には、地域手当、扶養手当、通勤手当…とさまざまな種類がありますので、給料月額が同じ額でも掛金が一人ひとり違ってくることになります。

なお、掛金の算定方法は、長期給付事業(年金)だけでなく、短期給付事業・保健事業のための掛金についても同様に標準報酬制に移行します。

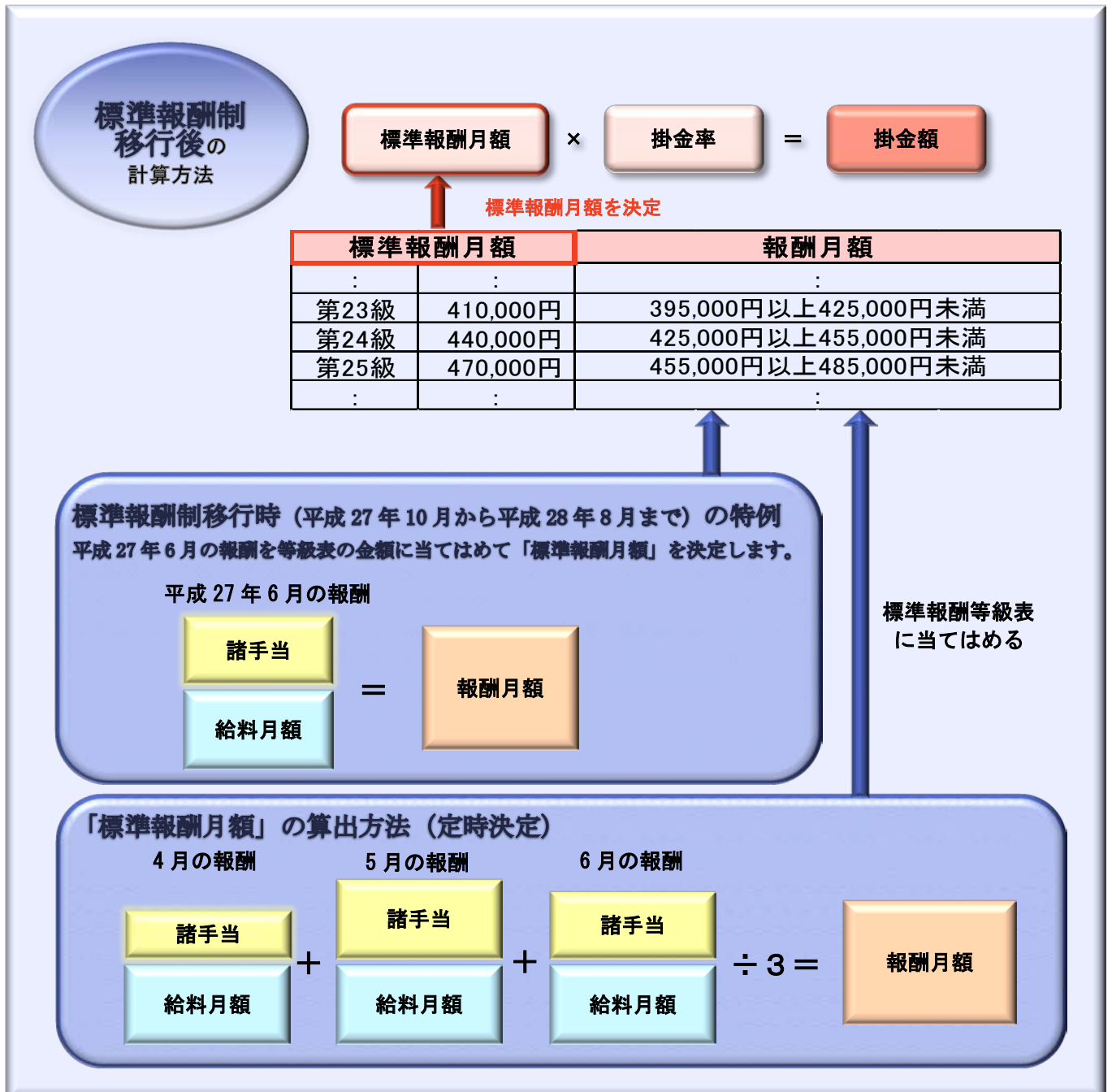


Q4

標準報酬制ってどういう仕組みなの？

A4 毎年4月から6月までの報酬の平均額から標準報酬月額を年1回決定し、それを基に掛金（保険料）を算定します。

標準報酬制では、まず、毎年4月から6月までの報酬（給料月額と諸手当の支給額）を合算し、1カ月当たりの平均額（報酬月額）を求めます。次に、その報酬月額を標準報酬等級表に当てはめ、「標準報酬月額」を決定します。決定した標準報酬月額がその年の9月から翌年の8月までの掛金の算定基礎額になり、掛金を算定します。また、標準報酬月額は1年間適用されますが、途中で報酬の金額が大きく変動した場合は改定します。



※制度開始時の平成27年10月から平成28年8月までの標準報酬月額については、経過措置が設けられ、平成27年6月の報酬を基に決定します。
 ※期末・勤勉手当等にかかる掛金の算定方法については、変更はありません。
 ※新規採用の方は採用月の報酬を基に算定します。

Q5

標準報酬制になると私たちの掛金（保険料）はどうなるの？

A5 実際に受ける手当の額が給料月額額の25%より多い場合は増加し、少ない場合は減少します。

掛金は標準報酬月額に掛金率を乗じて計算されます。Q3でご説明したとおり、標準報酬制への移行によって、給料月額が同じ金額でも諸手当の金額によって標準報酬月額がそれぞれ異なりますので、掛金は一人ひとり違ってくることになります。

標準報酬移行による掛金額への影響（例：給料月額352,000円のAさん、Bさん、Cさん）

